

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成30年12月21日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成30年12月21日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 3 審議案件
教委第53号議案 横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂について
教委第54号議案 子安小学校の移転に伴う土地取得に関する意見の申出について
教委第55号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。11月16日の会議録の署名者は中村委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除きまして、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、12月7日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 12/11 本会議（第3日）一般質問
- 12/17 こども青少年・教育委員会
- 12/19 本会議（第4日）議案議決

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、12月11日に本会議第3日目が開催され、一般質問が行われました。

12月17日には、こども青少年・教育委員会が開催され、教育委員会関係の審査が行われました。議案として、「第3期横浜市教育振興基本計画の策定」など、4件の審査が行われたほか、6件の請願・陳情の審査が行われました。また、報告事項として、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂原案について」など、2件の報告をさせていただきました。

12月19日には本会議第4日目が開催され、議案議決が行われました

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 12/8 第10回ユネスコスクール全国大会
- 12/15 第58回横浜市立小学校体育実技発表会
- 12/20 平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰受賞団体による教育長訪問

(2) 報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、12月8日に、第10回ユネスコスクール全国大会がみなとみらい本町小学校で開催され、鯉淵教育長、宮内委員、中村委員が出席し、鯉淵教育長が挨拶いたしました。また、宮内委員が、「未来を

つくる人材育成のあり方を考える」をテーマに、日本ユネスコ国内委員会会長の安西祐一郎氏と特別対談を行いました。

12月15日には、第58回横浜市立小学校体育実技発表会が横浜文化体育館で行われ、鯉淵教育長が出席し、挨拶いたしました。この発表会には、18区の市立小学校から代表校の児童1,200人が参加し、マット運動、なわ、表現運動などの演技を披露しました。また、リオデジャネイロパラリンピックの閉会式に出演された車椅子ダンサーのかんばらけんたさんが、会場の児童に向けてパフォーマンスを披露してくださいました。

12月20日には、平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰を受賞した、港北区の北綱島小学校と戸塚区の矢部小学校が教育長を訪問いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課からいじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等はございますか。

よろしければ、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、所管課から報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部の前田でございます。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果につきまして、学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が提出されましたので、所管課長の近藤より報告いたします。

近藤人権教育・
児童生徒
課担当課長

人権教育・児童生徒課の近藤でございます。よろしくお願いたします。学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が提出されましたので、報告いたします。

報告件数は1件でございます。お手元の資料の中ほどの表にありますとおり、小学校の案件でございます。当該学校のいじめ防止対策委員会に外部の専門家である弁護士及び臨床心理士並びに教育委員会事務局の職員が加わった組織で調査を行いました。いわゆる学校調査でございます。公表ガイドラインに基づき、別紙のいじめ重大事態に関する調査結果の公表版をホームページに公表いたします。

それでは、調査結果の概要を説明いたしますので、1枚おめくりいただいて、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について【公表版】」を御覧ください。

〈当日配布資料「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（h小学校）【公表版】」に基づき説明〉

なお、本件は、当該児童の保護者の意向を踏まえ、重大事態調査結果の公表のガイドラインに基づいて、事案の概要や調査結果等の詳細については掲載しておりませんが、学校に周知する際は学校対応の問題点等も分かるように内容を補って各学校にいじめ防止対策の取組を再点検し、いじめ問題等への取組を徹底するように促していく予定でございます。

私からの説明は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

森委員

こちらの再発防止策を中心として報告をいただきましてありがとうございます。本当に多くの心理的苦痛があったということが再発防止策からも見て取れます。本当に現場も事務局も全員で取り組んでいかなければいけないと思いますが、1つ質問がございます。4ページ目の「学校の意識改革」のAに「児童が安心して参加できる学校行事の在り方などを再考する必要がある」とありますけれども、これは具体的にどのようなことを指しているのか、どういった議論があってこういったことが書かれているかということをもう少し説明していただけますでしょうか。

近藤人権教育・児童生徒課担当課長

ありがとうございます。報告書本体にはどうしてこのいじめがあったかという分析、原因が書かれておまして、その中に教職員が学校行事の出来栄を重視した指導、それは地域の大人の期待がどうしても集まってしまってそういう指導になってしまうからですが、その中でなじめない子供はその場でそれが苦痛になってしまいます。例えば、運動会で演技をするときにみんなでそろえることをすごく厳しく指導することで、それができない子供がなかなかそこになじめなくなってしまうというようなことがあり、それが苦痛になってしまったり、中には頑張っ合わせていても行事が終わると燃え尽きてしまって、疲れ切って休んだり、そのストレスがいじめの原因になっているのではないかという分析がありました。

それを踏まえて、これを機会に、行事はどの子も成長させるためにあるものですので、そこに苦痛を感じたりなじめない児童がいるということは、やはりその目的に合った行事になっていないということでございますので、行事の目的を再確認して、誰もが成長に期するような行事、または学校の授業づくりをする必要があるという指摘の中で、こういう表記をさせていただきました。

森委員

詳しくありがとうございます。これは多分、各学校がこれを踏まえてどんなことを自分たちの学校に落とし込んでいくのかということを考えるベースになっていくと思います。そもそも集団で行うことですか、学校行事を何のためにやるのかということを実際に考えなければいけないということが書かれているのではないかと捉えました。もちろん、大人の期待に合わせることを主眼になってはならないと思いますし、SDGsのこともありますし、誰一人、取り残さないことがとても大事な観点で、これからも子供たちが考えていくことだと思っています。そう考えると、どのような集団活動をしたいのか、子供たちが考えるということもすごく大事なのではないかと思います。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見はございますか。

宮内委員

森さんのお話に関連して、集団でいじめが発生することについて、深刻に受け止めなければいけないと思っております。いかなる社会においても集団心理というのが思わぬ方向へ向かってしまうという事例を、歴史と社会現象で私たちは十分学んでいるはずですが、ケースは幾らでもあります。ところが、ケースを読んで、聞いて、そうですかで終わってしまっは、集団心理は仕方がないと言って諦め、止まってしまいます。それを私たちはどうやって乗り越えるかというのが教育現場で最も大事なことだろうと思っております。

こういった問題が起きたときに、弁護士先生のお話もいいですし、全体集会もいいのですが、関係した児童たちも、また、そうなり得る児童たちも、どうしてそんなことになってしまったのかということ、反すうする機会を与えるのが教

育ではないかと思っております。そこで私たち大人ができることは、例えば人間というのがいかに底意地の悪い存在であるかということや、利己的な存在であるということや、自覚させるということや、事例を出して教えるのもいいでしょうけれども、お互いにディスカッションさせてみたり、また、子供たちにゲームという言い方は軽いかもかもしれませんが、加害者になった場合、被害者になった場合、またそれを逆にしてみるといようなロールプレイをしてみるとか、若しくは、いじめ防止の教科書をグループで作ってみたり、劇をやってもいいのですが、とにかくどうやって当事者感覚を持たせていくかという教育方法が必要と考えております。

教えてこうするべきだと言っても、琴線に触れなければ何にもなりません。こういった公表版も具体的なことが書かれていないと、なかなか琴線に触れないので、それぞれの学校が当事者意識を持って読むことができない心配があります。ただし、今回の場合、当該児童の保護者の御意向があるので、そういった方たちの御意向をリスペクトするのは当たり前のことです。しかし、私たちの仕事はこういった事例をいろいろと見てきているわけですから、そこに流れる普遍的なものを感じ取り、そして新たな普遍的テキストを作っていけばいい。何もケースに拘泥し、それを全てオープンにすればいいというものではないと思います。そういったバランスを考慮しながらやっていただきたいと思います。

今回の報告書は2つの側面から書かれていますが、ハードとソフト、若しくは施策のことなのか、心掛けのことなのか、分けられると思います。まず、行政の施策として問題提起もいろいろとなされているわけです。学校現場が十分対応できる体制になっていないのではないかと、これは行政にお金がないから、人がいないから仕方がないと言っているのは、いつまでたっても多分できない。今回の問題提起も重要な示唆であり、提案であると、教育委員会は真摯に考えるべきだろうと思っております。もう一つのソフトのほう、心掛けにつきましては、森さんが先ほど言われた点ですけれども、画一的なコントロールが正しい、若しくは楽だと僕らは考えがちですが、それは間違いなのではないかという仮説を置いて、ここにも指摘されているような児童一人ひとりに合わせた柔軟な対応というのを、もう一極のスローガンとして掲げて、様々な現場での工夫を促すというのが僕たちの使命なのではないかと考えております。

以上です。

中村委員

ありがとうございました。今の公表版にありましたけれども、学年全体の児童からいじめを受けていたというような、孤立したとか、そういう中で学校に通うというのは本当につらいことだろうと思っていて、胸が痛くなります。先ほどからお話が出ている、児童を集団としてまとめていくということですが、例えば、運動会は結構学校行事の花形だと思いますけれども、今は普通の体育の中でも全体的に1位、2位ということではなく、個人的に100メートル走でも、チームで行うリレーでも、チームの中でのタイムがどれくらい縮んだかというような、そういう個人とかチームの目標を決めて競技するというようなことが一般的に行われていますよね。ですが、なぜ運動会とか体育祭の行事になると画一的なものを求めてしまうかということ、そこが見せ場だということで教師たちが頑張ってしまうということもあると思います。

あともう一つは、先ほどのご説明の中にあつたように、保護者の方とか地域の方も御覧になって、例えば組体操がいい例だと思いますが、今年はすごく良かったとか、今年は昨年に比べて見劣りするとか、そういう期待が余りにも大きいがゆえに、それに応えようとして頑張ってしまう、頑張らせてしまうということも

あるのではないかと思います。ですから、そういった意味で、学校が見直すだけでなく、今、インクルーシブ教育が進んでいて、いろいろな課題を抱えたお子さんたちも一緒に学んでいる中で、この行事はどういう目的でやっているのかということ保護者とか地域の方と共有して理解していただくということも必要なことではないかと思います。

それから、もう一つ改善策として、補助教員の拡充や制度の確立ということがありましたけれども、先生がいないという子供の訴えを、直接、しかも迅速に聞くことができないような状況というのは、本当に改善していかなければいけないと思います。今ある人員の中で、それこそ組織的に連携して対応していったり、他機関と連携したりということも必要だとは思いますが、絶対的にやはり教員がいない、足りないという現実があると思います。ですから、働き方改革とも関連して、そもそもの目的が教員の心身の健康の維持ということと同時に、子供たちにどれだけ質の高い教育を保障するかということがあると思います。ですから、補助とかあるいは支援員ということではなく、ぜひ、横浜市として文部科学省に正規教員の定数を増やすということを働きかけていただきたいと思ひますし、予算が絡むので非常に難しいと教育長に言われてしまうかもしれませんが、横浜市独自の対策として定数を増やして、やはり先生たちがゆとりを持ってできるように、子供たちとしっかり向き合う時間を作れるように改善していければと思います。

以上です。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見はございますか。

大場委員

皆さんと相通ずる部分も多いのですが、1～2点だけ質問も兼ねて。今回、弁護士によるいじめ予防の授業を開いたのですが、こういう事例は、今回のh小学校が市内で初めてだったのかどうか、それを一つ確認しておきたいと思ひます。

それから、先ほどご説明いただいた中で、今回の事例は当該児童の保護者の意向により詳細を掲載しないということで出発し、多分まとめる立場でも非常に苦勞されたのだらうと思ひます。再発防止策は9項目挙がっている中で、やはりほかの学校の皆さんにとってもこれを一つ大きな糧といひますか、受け止めていただいて、自分の学校でどうしようこうしようという議論をするときに、もう少し詳細が見えたほうがお互いの理解が深まり合うのではないかと思います。先ほど学校にお伝えするときは一定の補記をしていただけたということだったので、ぜひそれは可能な範囲でしていただきたいと思ひます。

それから、先ほど中村委員も言われたとおり、私も例えば、運動会等へ行けば、地域の人と一緒に今日の出来栄はすごく良かったねと単純に拍手する役割だけで、多分そこに至るまでは大変な苦勞をされているでしょうし、その中で子供さんたちが傷ついている部分があるのかもしれない。そこを今度は観客席にいる保護者や地域の皆さんにも、いろいろな機会に運動会の趣旨はこういふことで、こうところを出発点にしているということ、一般聴衆にも訴えかけていくことが必要なのではないかと思ひました。

それから、あと一点だけ、最後に今回この学校では再登校の支援で給食を食べに来る機会を設定したということでした。非常にきめ細かい対応をしていただいたのではないかと思います。今まで9校ぐらいあったいじめ重大事態の結果報告の中で、こういう給食だけでも食べに来ないかということでの再登校支援、促した事例というのは結構あったのかどうか、今後のためにも伺っておきたいと思ひました。

以上です。

前田人権健康
教育部長

弁護士による授業の件からお話しさせていただきたいと思います。今回、弁護士に参画していただいて、予防授業をしたわけですが、例えば横浜市内の学校でも中学校などで、いじめの定義ですとか、いじめの防止についてケーススタディーをしたり、そういった関わりをしていただいている学校は数校ございます。そういった状況は把握しています。あとはいじめではありませんが、いわゆる法教育の部分で人権について学ぶということも数校あるのではないかと考えています。不確定な数ではありますが、そんな状況でございます。

近藤人権教育・児童生徒
課担当課長

まず、先ほどもお話をさせていただきましたが、これは今日の教育委員会を受けまして、全校に周知させていただくときには具体的な事案の内容を補って伝えて、できるだけ各学校が各学校の実情に合わせて再発防止策に取り組んでいけるような情報発信をしていきたいと思っております。

それから、地域のほうに行事等の目的の周知が必要というのは本当にそのとおりでございます。それも他課とも連携しながら進めていきたいと思っております。

それから、再登校についての支援でございますが、過去の重大事態調査の9校でこのような取組があったかどうか、今資料を持っていないのですが、一般的に不登校または登校がなかなかできない状況のお子さんにとって、給食だけ来るとか、別室に来るとか、保健室に来るといった様々な工夫をして再登校支援は取り組んでおりますし、それにつきましても今回いい結果が出ているということもあるので、さらに周知して取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

間野委員

今日の報告では再発防止について多くが割かれているわけですが、実は私たち学校や教育委員会では、重大事態になる前に、未然防止をいろいろとたくさんやってくるわけですが、やってくる中でも、やはり残念ながらこういう重大事態が発生してしまう場合があります。未然防止の取組についても、とりわけ良い事例があれば、学校間で共有していくような仕組みがあってもいいのではないかと思います。先日、ある小学生の論文が賞を取り、ドイツの学校ではストッパーという、要はいじめを見かけたら止める人たちがいるということです。多分横浜の学校でもそういう子供たちはいますし、そういう学級も作れてきているはずですが、ただ、横浜にはまだ10年未満の教員がたくさんいるということがありますので、そういう学級経営とか未然防止とかストッパーとか、そういうものに不慣れな先生もいるのではないかと思います。ですから、そういううまくいっている事例というのでしょうか、そういうものについてもきちんと再発防止だけでなく、未然防止のほうもしっかり取り組んでいるわけですから、それも公表していったほうがいいのではないかと思います。

以上です。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。間野委員から御指摘をいただきましたが、横浜の学校では、このところ経年で子ども会議を実際に行ってきていますけれども、点を線でつなぐ意味で、子供たち自身がいじめを防止するとか、よい関係性を作っていく取組は進めてきております。具体的には、例えば子供たち同士の中で児童会を使っていじめ防止について定期的に話し合いをしたり、子供たちそれぞれの関わりを見つめていこうというような取組も進めていますので、そのあたりを大事に

していきたいと思っています。

森委員

もう一個だけ質問してもいいでしょうか。最後の5ページ目の先生がいないという訴えのところで、「先生は話に来てって言うけれど、先生がいない。教室にもいない。職員室にもいない」という悲痛な訴えがあったということで、それを真摯に受け止める必要があると書いてありますが、本当にそのとおりだと思います。この、先生がいないというのは、なぜそんなことが起きていたのでしょうか。

近藤人権教育・児童生徒課担当課長

今回のケースで言えば、担任の先生が学年主任でもあったということで、例えば先ほどの話にあるように、休み時間等でも学年主任の先生は学年の子供を集めて行事の準備や打合せなどをしたり、それから委員会活動の指導をしたりとか、教室や職員室ではない場所で休み時間等に子供を指導しているということが多々あり、当該児童が相談をしに行ったときに職員室にも教室にもいないという状況がございました。ただし、当該校だけがそういう状況というわけではないので、そこはやはり先ほどの御指摘にあったように、いる人員の中で組織的に対応できるような学校の取組が必要ではないかと考えております。

以上です。

森委員

先生が学年主任であったことも一つの理由だったということですが、先ほど中村委員もおっしゃっていましたように、先生の数が増えるということと、生徒を見る人たちを増やすということが本当に大事なことで、必要なことだと感じます。同時に、先生の数が増えても、基本的に子供たちが自分から相談しに行くということとはとても勇気のいることで、いくら人が増えてたり窓口が増えても、部屋があったとしても、行きづらいということをまず心に留めなければいけないと思います。相談しにくいということを前提に、先生から困っていることはないか聞くということ、定数が増えるまでの期間だったり、何か対策が中長期的に取られる前の、今日、明日にでもやっていかなければいけないと思います。そういったことが学校の資源だけでは難しいならば、地域の方も含めて、いろいろな外部のどういった方が子供たちの様子を見ていけるのかということも含めて考えていただきたいと思います。

ありがとうございます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。それでは、次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第54号議案「子安小学校の移転に伴う土地取得に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第55号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第54号議案、教委第55号議案は非公開といたします。

議事日程に従い、教委第53号議案「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂について」、所管課から説明いたします。

上田施設部長

施設部長の上田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧いた

だければと思います。提案理由になります。「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」につきまして、附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申及び改訂素案への市民意見募集の結果などを踏まえ、別添案のとおり改訂したいので、ここに提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

増田学校計画
課担当課長

学校計画課の増田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単に経過を説明させていただきますと、前回、教育委員会定例会におきまして、当基本方針の改訂原案をお諮りしまして、御承認いただいたところですが、その後、12月17日の市会常任委員会、こども青少年・教育委員会において報告いたしましたところ、おおむね御賛同いただいたところでございます。本日、最終案をお諮りさせていただくものでございます。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」の冊子を次のページに示させていただいております。基本方針（案）という形でございますが、こちらは体裁等の微修正はありますが、前回お示しいたしました改訂原案と基本的に変わっておりません。本日の説明については、現行の平成22年に策定いたしました基本方針と比較いたしまして、主な変更点についてA3の新旧対照表を用意いたしましたので、こちらに沿ってご説明を差し上げたいと思います。

左側にちょうど8年前の平成22年12月に策定した現行の基本方針を、右側に改訂後の基本方針を表示させていただいております。では、まず左側の点線の枠上の通学区域制度についてご説明差し上げたいと思います。

四角1については、通学区域設定の考え方をお示ししておりますが、このたびの改訂後のものについては、右側の同じく四角1を御覧いただきますと、行政区に配慮して設定しますということで、「行政区」という文言を今回追記いたしました。

続きまして、四角2は、現行の基本方針においては記載のない項目でございますが、右側の改訂後の四角2を御覧いただきますと、「学校統合等による通学区域の拡大や、学校施設の建替えに伴い一時的に他の施設を活用する期間に、望ましい通学距離を著しく超える場合、例外的な対応として遠距離通学支援策の検討が必要」という文言をこのたび改訂案に追記いたしました。

続きまして、通学区域の弾力化の通学区域特認校制度につきましては、右側の四角3を御覧いただきますと、「制度創設時と比較して指定校数や申請者数とともに減少しているため、制度の見直しが必要」と記載しております。

続きまして、点線の枠内の「学校規模について」、左側の四角4を御覧ください。現行の基本方針では学校規模の基準について、小・中学校では25から30学級を大規模校としておりますが、右の改訂後の四角4を御覧いただきますと、小・中学校で25から30学級を教育施設面で充足しているという必要はございませんけれども、「準適正規模校」と見なしていこうとなっております。

続いて、四角5の学校規模の適正化方策に関して書かれた部分ですが、右側の四角5を御覧いただきますと、「学校規模の適正化方策については、児童生徒の教育環境のため、積極的に推進する必要がある」ということで、「積極的に」という文言が今回加わっております。

続きまして、四角6、統合の進め方に関してですが、左側を御覧いただきますと、現行の基本方針では「『小規模校再編検討委員会』（仮称）等を設置し、十分調整をする」と書かれておりますけれども、右側の四角6の2行目の後ろのほうを御覧いただきますと、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例が平成25年度

に施行されたということで、「保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう部会を設置し、十分な調整を行う」と改訂案では書かせていただきました。条例の規定を踏まえた表現とさせていただきます。

また左側の四角7を御覧ください。学校統合の対象となる地域ですが、「小規模校と適正規模校が近接する地域（統合校の規模が恒常的に25学級以上となる場合は除く。）」とございますが、右側の四角7を御覧いただきますと、「小規模校と適正規模校、又は小規模校と準適正規模校が近接する地域（学校統合後の学校規模が、恒常的に31学級以上の過大規模校とならない範囲とする）」という記載内容にさせていただきます。

また、左側の四角8、統合時の配慮事項として「統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める」とございますが、右側の四角8を御覧いただきますと、「学校間の児童生徒等の交流を実施するための期間設定など、児童生徒の心理的負担の軽減に努める。また、交流期間においては、必要に応じて、PTA等の組織の再編に係る支援を行い、学校運営や支援活動の滞りがないよう配慮する」。今回の改訂において、児童生徒の心理的負担の軽減に努めるという考え方は変わっておりませんが、具体的な取組事項を記載するようにいたしました。

では、左側の四角9を御覧ください。「校舎の経過年数を踏まえ、建替えを考慮した統合を推進する」とございますが、右側の四角9を御覧いただきますと、「学校規模の適正化方策として、学校統合を検討する場合には、検討対象校の学校施設の築年数等を踏まえ、学校施設の建替えも併せて検討する」ということで、昨年度、平成29年度策定の学校施設の「建替え基本方針」を踏まえた表現としております。

また、左側を御覧ください。四角10については、現行の基本方針には書かれていない内容でございますが、右側の四角10を御覧いただきますと、部会の配慮事項として、「部会を設置し、学校規模の適正化に向けた検討を円滑に進めるためには、必要に応じ、学校運営協議会や横浜市学校規模適正化等検討委員会など、外部の知見を参考にする」ということで、過去に学校統合に関する部会での協議がこう着状態になった事例を踏まえまして、その対応策としてこのような形で今回の対応策を書かせていただきました。

最後となりますが、左側の四角11を御覧ください。大規模・過大規模校対策については、「学校の分離新設や増築等による対策だけではなく、早期に大規模な通学区域の変更等を進めていく必要がある」とございます。基本的な考えは変わっておりませんが、右側の四角11を御覧いただきますと、「早期に大規模な通学区域の変更等を進めていく必要がある」の前に、「通学支援策を考慮した上で」という文言を追記させていただきました。

新旧対照表の説明は以上でございます。先ほど申し上げたとおり、こうした変更内容について12月17日の市会常任委員会で報告いたしましたところ、変更内容のうち、四角2の遠距離通学支援策に関して、委員の方から、「例外的とはいえ、望ましい通学区域を超える想定で小規模校の学校統合を進めるような考え方はいかがか」ということで意見をいただきましたが、そのほかはおおむね今回の改訂については御賛同いただきました。

次のページに今回の基本方針の全体像をA3資料で用意させていただきましたが、説明については割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

特に御意見等がなければ、教委第53号議案については、原案のとおり承認いた
だいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。
事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

御報告申し上げます。12月19日に1団体から教科書採択の審議と採決の適正化
を求める要望書が提出されました。こちらの要望書につきましては、事務局で対
応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思
いますので、委員の皆様は内容の御確認をよろしくお願いします。

次回の教育委員会定例会は、1月11日金曜日の午後2時から開催する予定でご
ざいます。また、次回の教育委員会臨時会は、1月21日月曜日の午前10時から開
催する予定でございます。

以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は1月11日金曜日の午後
2時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は1月21日月曜日の
午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係
部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第54号議案「子安小学校の移転に伴う土地取得に関する意見の申出につい
て」
(原案のとおり承認)

教委第55号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたしま
す。

[閉会時刻：午前11時05分]